

令和4年第1回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

令和4年1月11日 開会

}

令和4年1月11日 閉会

吉田町議会

令和4年第1回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (1月11日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○議事日程の報告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○議案第1号、議案第2号の一括上程、説明	2
○報告第1号の報告	5
○議案第1号の質疑、討論、採決	6
○議案第2号の質疑、討論、採決	8
○町長挨拶	17
○議長挨拶	17
○閉会の宣告	17

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和4年第1回吉田町議会臨時会が招集をされました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長（田村典彦君） どうぞよろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和4年第1回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会へ説明員として委任または囑託され、出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、9番、増田剛士君、10番、八木 栄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎議案第1号、議案第2号の一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 続いて、会議規則第35条の規定により、日程第3、第1号議案及び日程第4、第2号議案の2議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和4年第1回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項の承認について1件、補正予算について1件の合計2件でございます。

それでは、各議案の概要につきまして御説明申し上げます。

第1号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度吉田町一般会計補正予算（第10号）について）でございます。

本議案は、国の施策である子育て世帯への臨時特別給付金の事務を早急に執行する必要があることから、その経費といたしまして、令和3年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,363万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ127億6,585万3,000円とする補正予算を、昨年12月20日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

第2号議案は、令和3年度吉田町一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

本議案は、令和3年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億617万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ130億7,202万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が、上程いたします2議案の概要でございます。

議案の詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いします。

それでは、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課から、第1号議案及び第2号議案につきまして御説明申し上げます。

それでは、初めに、第1号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度吉田町一般会計補正予算（第10号）について）の内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページと2ページ及び別冊となっております令和3年度吉田町一般会計補正予算（第10号）並びに令和3年度吉田町一般会計補正予算（第10号）に関する説明書を御覧ください。

この補正予算（第10号）の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援するため、18歳以下の子供がいる世帯に対し、児童1人当たり10万円相当の給付を行うこととなり、5万円の現金給付を行うとともに、春の卒業・入学・新学期に向けて、5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うこととなっておりますが、国の方針の変更に伴い、クーポン分について現金支給による給付も認められたことから、町民のニーズや利便性、給付にかかるコスト、支給時期等を鑑み、5万円相当のクーポンを基本とした給付についても現金給付することとし、先行給付分の5万円と合わせて、対象児童1人当たり10万円を一括で現金給付することにより、子育て世帯への迅速な支援を行うため、急遽追加で予算措置したものでございます。

補正予算でございますので、本来は議会の議決をいただいて成立させるべきものではございますが、新型コロナウイルス感染症対応に係る事業であり、子育て世帯への迅速な支援を行うため、議会を開催していただくいとまがない中での対応をせざるを得ない状況が生じたので、議案書の2ページにございますとおり、令和3年12月20日付をもちまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊の令和3年度吉田町一般会計補正予算（第10号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,363万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億6,585万3,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款・項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

以上が、今回の補正予算（第10号）の内容でございます。

引き続き、その詳細につきまして、別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和3年度吉田町一般会計補正予算（第10号）に関する説明書の3ページを御覧ください。まず初めに、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、2億3,363万8,000円の増額でございます。これは、2項10目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金におきまして、2億3,363万8,000円を増額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

4 ページを御覧ください。

3 款民生費につきましては、2 億3,363万8,000円の増額でございます。これは、2 項1 目児童福祉総務費におきまして、国の子育て世帯の支援に伴う子育て世帯への臨時特別給付金の給付に係る経費といたしまして、計2 億3,363万8,000円を増額するものでございます。

なお、子育て世帯への臨時特別給付金の給付に係る経費につきましては、全額、国からの補助金を財源とするものでございます。

以上が、第1 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3 年度吉田町一般会計補正予算（第10号）について）の内容でございます。

続きまして、第2 号議案 令和3 年度吉田町一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和3 年度吉田町一般会計補正予算（第11号）の1 ページを御覧ください。

まず、第1 条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3 億617万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億7,202万8,000円とするものでございます。

また、第2 項にございますとおり、款・項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページの第1 表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が、今回の補正予算（第11号）の内容でございますが、この補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症対策による生活・暮らしへの支援に伴う住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に係る予算を計上するものでございます。

それでは、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和3 年度吉田町一般会計補正予算（第11号）に関する説明書の3 ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、3 億617万5,000円の増額でございます。これは、2 項11 目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金におきまして、3 億617万5,000円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

4 ページを御覧ください。

3 款民生費につきましては、3 億617万5,000円の増額でございます。これは、1 項1 目社会福祉総務費におきまして、国の新型コロナウイルス感染症対策による生活・暮らしへの支援に伴う住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に係る経費といたしまして、計3 億617万5,000円を計上するものでございます。

なお、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付に係る経費につきましては、全額、国からの補助金を財源とするものでございます。

以上が第2 号議案 令和3 年度吉田町一般会計補正予算（第11号）についての内容でございます。

財政管理課から、第1号議案及び第2号議案の2議案につきまして御説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で、上程議案の説明が終わりました。

◎報告第1号の報告

○議長（大石 巖君） 日程第5、法令に基づく報告を行います。

第1号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、担当課長から報告をお願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、1件の報告事項につきまして御説明申し上げます。

第1号報告は、専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）でございます。

議案書の4ページ及び5ページを御覧いただきたいと存じます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今般、御報告させていただく専決処分した事項は、物損事故による損害賠償の額を定めることに係る1事案でございます。

本事案は、昨年12月20日に専決処分したものでございます。

相手方は御覧の方でございます。

事故の概要としましては、昨年11月18日、吉田町神戸地内において、職員が草刈り機で除草作業をしていたところ、小石が飛び、隣接する民家の窓ガラスを破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は2万2,550円、過失割合は、町が100%、相手方がゼロ%でございます。

損害賠償の額でございますが、2万2,550円でございます。

この損害賠償の額につきましては、全国町村会損害賠償補償保険の適用となり、保険から全額負担されるものでございます。

なお、今回の除草作業中の事故を受けての今後の対策といたしましては、従前から実施している作業員に対しての研修、作業時の安全点検については引き続き実施するとともに、作業現場の状況に細心の注意を図り、事故防止に努めてまいります。

以上が、総務課からの報告事項の1件でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたします。

本会議の再開は全員協議会終了後とします。

休憩 午前 9時16分

再開 午前10時19分

- 議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開します。
ただいまの出席議員数は13名です。
-

◎議案第1号の質疑、討論、採決

- 議長（大石 巖君） 日程第3、第1号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度吉田町一般会計補正予算（第10号）について）を議題とします。

これから第1号議案についての質疑を行います。

最初に、歳入についての質疑を行います。引き続き、歳出についての質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

- 9番（増田剛士君） 歳出のほうで、子育て世帯臨時特別給付金ということでございます。

これに関しましては、給付に関しまして、最初は国の方針として、最初に5万円、その後、クーポンで5万円ということで話がありました。それが途中で、現金で10万円、5万、5万でもいいよ、その後、また今度は、一括で10万でもいいよということになりました。

当町においては、結局、一括10万という形にされたと思います。その経緯について、これまで説明がなかったと思います。それについて、どういった経緯によって、一括10万というような形になったのかというところの説明をお願いしたいと思います。

- 議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

- 副町長（平井光夫君） 経緯について御説明させていただきます。

議員御指摘のとおり、国の方針は、5万円プラス、クーポンという話で来ました。それについて、まず、我々町のほうで検討しました。そのときに、やっぱりいろいろ課題があるな、このクーポンはというのがありました。

まず、そのクーポンを扱う店というのは、町内でどういうところがあるのか。また、町内以外でも使えるとすれば、どう指定するのか。そして、さらに店の中で、一応、子育て世帯

への給付金ということでございますので、子育てに資するものというのはどういうものなんだというのが全く分からないわけです。その分からない中で、この制度に取りかかる準備をするというのは、ちょっと危険だなという判断をいたしまして、ちょっとこのクーポンというのは、政策的な意義は理解はするわけなんです、できるだけ消費に回そうという政策的意義は理解したんですが、実務的には、ちょっとこれはなかなか手が出せないだろうという、我々役場内で議論した結果、そういう判断をしまして、ちょっとクーポンはやめようというのを内々、我々は決めました。

その内々決めたというのは、やはり事務経費がすごくかかるという世間の批判もありましたし、ちょっと政府の方針も、ちょっとこれは見極めないかんだらうということで、内々で決めて、実は様子見をしておりました。それがその後、12月の中旬、予算委員会の冒頭、岸田総理のほうから、クーポンではなくて現金でも認めるという発言が正式にありましたので、我々はそれを踏まえて、吉田町としても現金支給しますよということを表明させていただきました。

そういう経緯がありますが、そのときには、まだ5万円プラス5万円という話だったんですね。それで、その後、10万円一括という、いろんな市町村が全国で出てきて、国のほうもそれを認めるという話になったので、我々も当初5万円、5万円の予定でしたが、じゃ、我々も一括で10万やろうじゃないかという、そのとき町長から、そういう検討せよという指示をいただきましたので、そういう指示の下に、じゃ、予算を専決させていただければ間に合うということがありましたので、20日にこの予算を専決させていただいた上で、10万円一括支給に決めたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

大体そんなところかなというのは読めてはいたんですが、実際10万給付となったときには、キャッシュが必要ですね。キャッシュは十分に、我が町にはあったということによろしいですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 最初のほうの5万円の部分については、年内にキャッシュが来るということであったんですが、判断を決めたときには、実はまだ国からキャッシュが入ってきませんでした。結果的には年内に入ってきましたが、半分の2億何千万分のキャッシュは結果的には入ってきましたが、そのほかの分については、町にある基金を繰替え使用するという形で、町にある資金を融通する形でキャッシュの手当てをしておきまして、それに対応しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そういった、流用と言ったらおかしいけれども、そういったものは、予算書とかそういうのには記述する必要はないということによろしいんですね。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 部内的な中で繰替え使用という規定がございますので、それに基づいてやっておりますので、議会とかそういうことには、部内の資金の融通だけでございます

ので、予算とかには関わってまいりません。

以上でございます。

○9番（増田剛士君） 了解です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

次に、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ疑義があるようでしたら質疑を許しますが、いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で、第1号議案の質疑を終わります。

これから第1号議案についての討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第4、第2号議案 令和3年度吉田町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

これから第2号議案についての質疑を行います。

最初に、歳入についての質疑を行います。引き続き、歳出についての質疑を行いたと思いますが、初めに、歳入についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 先ほどの内容確認で、ちょっと心配になったんですけども、住民税が課税されている者の扶養親族等のみから成る世帯を除くという、これは確認書でチェックするということだったんですけども、そこに、虚偽申請すれば罰則があるというようなことも記載するということがあったんですけど、多くの高齢者の方がそういうことを理解せずに、内容もあまり理解しないまま、チェックして出してしまうと。そして、後々罰則を受けるというようなことは避けるべきではないかと思うんで、それを避けるための方策とかを何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

確認書を送る際に、先ほど議員さん言っていただいたように、確認のところにチェックをするといったものもあるんですが、その前に、非課税世帯であって、扶養に取られている方かどうかといったところにつきましては、分かる範囲で町の職員でチェックをさせてもらって、郵送をまずさせていただきます。扶養親族に取っている方といったところは、税のところで確認ができるものですから、そこについては事前にチェックはするんですが、それ以外に、税のところで分からないところで、扶養を取っていらっしゃるよといったところにつきましては、確認書でチェックをしていただいて提出していただきます。

確認が済んだ時点で、あなたは支給になりましたよといった通知は送りますが、あなたはこういう理由で支給になりませんでしたよといった不支給の通知もさせていただきますので、早いうちに申請をしていただければ、そのやり取りができて、なぜ私は不支給なんですかとといった問合せに対しても、対応ができるような形にさせていただくようになりますので、極力、窓口で御相談いただいた方につきましては、窓口で対応もしながら、税との整合性も取りながら、事務のほうを行っていきたいと考えておりますので、高齢者の方が自分が扶養に取られているかどうか分からないよという形で、そのまま送り返される方もあるかもしれませんが、確認書のほうには、お電話番号と住所のほうも書いていただいてありますので、確認作業を行いながら、支給の手続、不支給であれば、通知のほうの手続のほうを行っていくというような形を考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そうすると、庁内で事前チェックして、非課税であるけれども扶養を受けているという方に関しては、その確認書自体も送らないということなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課です。

議員おっしゃられるように、通知のほうはしない形になります。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） その方には、こうこうこういう理由で支給しませんという連絡はいくんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課です。

あなたは扶養に取られていますから支給されませんよといったところの通知はいきません。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） そうすると、町、かなりの責任がありますよね。ミスすりゃ落ちるわけですね、その人は。何の連絡もないわけですよ。支給しませんでした、理由も送らないとすれば、本当に漏れる心配ってないですかというのが、聞いていると心配になってくるんだけれども、それだけ精度があるという自信があるんであったら、確認書なんか要らないんじゃないですか。それチェックして、対象者だけ連絡するというのはどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課です。

精度のほうにつきましては、きっちりやる必要があるものですから、システムのほうを入れながら、確認をしての作業になります。

じゃ、確認書は必要じゃないんじゃないかといった御意見ですが、確認書につきましては、国の制度の中でも、確認書を必ず取るということがうたわれておりますので、この口座に振り込みますといったところの確認もしていただくためにも、確認書は必要になってまいります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） それであれば、対象となる方全員に、確認書を出してしまえばいいじゃないですか。返ってきて、それを町ではチェックできているわけだから、そこを調べればいいだけであって、確認書を出さなければならぬのであれば、対象者全員に出して、返してもらって、それが合っているかどうかというのを町でチェックすればいいだけの話なんで、勝手に、最初から町が送らないという、漏れるようなことはやらなくてもいいんじゃないかなと思うんですが、そこはどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 議員がおっしゃっているところと私が言っているところの乖離がちょっと分からないんですが、この方は非課税の世帯で、町が確認する上では扶養に取られていないよといったところが分かる方に確認書をお送りします。

この口座で、確かに私は扶養に取られていませんよ、申請しますといった方のチェックが入ったものが返信されてくるので、いや、そうはいつでも、私、扶養に取られているんだよ、表面上は分からなくても。私は必要ないですという方については、確認書が戻ってきませんので、振込の作業は行わないという形になります。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 理解が違っているのかもしれない。

私は、町で、まず非課税で、ほかの人からの扶養を受けているという人はチェックできるので、その人に対しては確認書を出しませんというふうに理解しているわけです。

それで精度がしっかり得られるのであれば、それでいいんだけれども、そこで漏れる人はいませんかというのが心配ですと。それであれば、対象となる全員に送っておいて、返信してもらおうと。最初から対象者を除く必要があるのかという、そこなんです。

○議長（大石 巖君） 暫時休憩とします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時39分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開をします。

答弁をお願いします。

福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員のおっしゃっていることがちょっと最初分からなくて、申し訳なかったです。

先にチェックをせず、非課税という方に対してだけ通知をすればどうかということで、議員御提案があったかと思うんですが、町でできる範囲で、町民の方が困惑しないようにという意味で、町で扶養を受けている方についてはチェックをして、扶養を受けている方には通知がいかないように、まずはしようと思っています。

なぜうちは非課税なのに通知が来ないんだという方については、窓口を設置しておりますので、問合せをいただいたりですとか、窓口に来ていただいてもいいので、なぜこうなっているのかといったところはお伝えしようと思います。

そうはいつでも、うちは申請したいんだという方につきましても、申請を取りあえずしていただいて、町のチェックをまたかけたいと考えておりますので、皆さん、町民の方の不要な手間がというんですかね、うちはもらえるんだろうといった安易なところをいただかないように、対象になる方についてピンポイントで通知をしていくということを考えております。

あと、もう一点ですが、急変世帯の方もひっくるめて、こういった制度が始まっていますということは、ホームページと広報等で載せるんですけれども、あと、役場の福祉課の窓口には、生活困窮の方も御相談に日々見えているものですから、そういった方への通知もできるように、非課税世帯と生活困窮の方と併せたチラシのほうを今、作成をしようとしていますので、そちらと、あと、社会福祉協議会にも生活困窮の方も見えておりますので、こういった制度が始まっていますといった通知のほうは、常時置いておくような予定でおります。

あと、民生委員の方々も地域回っていただいているので、ちょっと難しい制度にはなりますが、民生委員の方にも周知させていただいて、こういった相談があったら福祉課にということで御案内をしていく予定でおりますので、もらえる方はもらえるように、町のほうで周知のほうを心がけていきたいと考えております。

○議長（大石 巖君） 12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 漏れる方というのは少なくしたいという思いだけなんですけれども、要は安全に、要するに通知しておけば、そこで本人がチェックして、それ理解せずに、内容理解できないけれどもちょっとチェックして、間違った申請したとしても、町は把握しているわけだから、それはこういう理由で出せませんよという話をすればいいと思うんですけども、最初からそれをねぐっておいて出して、私、もらえるかもしれんという人が出てきたら、窓口で対応しますと。

なぜ、私はもらえるかもしれんと、それは全員対象者ではないと言い切れるのか。その心配があるのであれば、もうちょっと広く出しておいて、私、もらえるかもしれん、そう思うかもしれないけれども、それはこういう理由で出せませんよと言ったほうが、ミスというか

落ちをなくすためには、そのほうがいいんじゃないかというふうに思うんだけど、そんなに手間、どのぐらいの方がねぐられるのか、ちょっと数字が分からない。

10人やそこらなのか、100人、200人、ばさっと落ちてしまうのか、それも分からずに言っているんですけども、だから、その辺がやっぱり、広報するといったって、高齢者の方、なかなかそこを理解しなければ、落ちてしまうという可能性が残っているのであれば、それは広く通知すべきだというか、直接ダイレクトメールで送るべきだというふうに思うんですが、そこはどうなんですかね。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 議員の御心配も一つあるかと思いますが、我々はできるだけ事前にチェックして、信頼できる、我々データありますので、そこできちんとチェックした上で、必要のない方には送らないということを考えております。

今、議員おっしゃったように、取りあえず幅広く送って、チェックしてみて、もらえるかなと思ってチェックして、返ってきたら役場のほうでチェックして、あなた駄目ですよと言われたときに、その方はどう思うか、何だ、役場分かっているんだったら、最初から送ってくるなよと思う方もいらっしゃるような気がするんですね。そういう意見も結構あるかと思いますが、そういったトラブルをなくすためには、最初から役場のほうできちんとチェックした上で、必要な方だけに送るというほうが、我々は合理的じゃないかと、このように思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今のやつ、それでいいですか。いいんですか、それで。

私もやっぱり、本当に思いますよ。確実にやるには、町の人たちのためにどうするかということを考えてほしいです。

もう一つあります。

先ほど、スケジュールの件でお聞きをしました。3月に最初から始まって、そして9月ですね、さっき言った、最終的には、9月に受付された方は12月に給付しましょうと、最終ね。そういう話だったと思うんですけども、例えば90、80、高齢者世帯の方々、コロナワクチンのときにあれだけ混乱をして、そして、最終的に町が対応してくれて、大勢の方がワクチンの接種、進んだでしょう。あのときに、非常に町の人たちから安心の声が聞こえたんですけども、今回、こういう資料が来るまでの時間が、来てからの、町が考えているのは対応ですよ。相談はあるよとは言っているんですけども、そのとき、やっぱり最初から福祉課のほうで、町全体ですよ、町として、そういう、いつでも来ていいよ、来てくれるシステムを、1人じゃなくて、何人でもつくっておいてほしいんですね。

コロナのときのあのときのことを考えると、やっぱり年の多い人たちがアンケート、いろんな書きなさいといっても書けないですよ。例えば、本当に細かいところまでチェックしていけるかどうか。そうすると、その人たちには、書いてからというよりも、通達のとときに、分からない人、常に来てくださいと、そういう受けるシステムを町のほうでつくっておいてほしいんですね。

今いろいろ聞いていると、町として合理化なんですよ。でも、それはやっぱり受ける人

たちが、本当に迷わないように、不満が出ないように、不平が出ないような形をできるだけ取ってほしいんです。そうしたら、そういうシステムを、もともとつくっていただくということにはできないでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課です。

議員おっしゃられるように、分からないこと等は、窓口で随時来ていただいて大丈夫ですので、人材派遣の者はお一人になります。町の職員、福祉課の職員につきましても、この制度については承知しておりますので、お一人しか対応しないというわけではなく、窓口のほうで対応させていただきますので、返信用封筒を返さない人は対応しないよという意味ではなく、窓口で随時対応してまいりますので、周知の中でも福祉課の窓口と電話のところもチラシのほうに載せていく予定でおりますので、ぜひ御相談いただければと考えております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） とにかく、一人でも見逃すことがない形をどうやってつくるか、そういう意味での合理化を非常に考えていただきたいと思います。一人でも落ちたら、恐らく大変なことになると思いますので、その辺だけは肝に銘じてやっていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） ほかに質問ありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

臨時特別給付金ですけれども、①が住民税非課税世帯、②が家計急変世帯ということで、先ほど、これらは広報とかでPRするということですのでけれども、住民税非課税世帯というのは町のほうで把握していて、あれを送ってやるということですのでけれども、家計急変世帯というのは、町では世帯が特定できないわけですよ。そうしているものですから、該当する世帯という、その確認方法というんですか、それはどのように考えているか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

町でというところもありますが、国のほうでも例示を出しています。

申請書を出していただきながら、自分のところはコロナによって家計が急変していますよといったところの申請をしていただきます。

申立て書の中に収入見込額を記入していただく用紙がありますので、こちらを記入していただいで提出になります。また、通帳のコピーとか、収入の分かるものを添付していただくような形になっておりますので、あくまでも申請になりますので、御本人さんたちがそういった、私たちはこういう状況ですといったものを提示してもらうことになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

自分がそれに該当するかどうかということもちゃんと把握しないと、提出をする人が提出できないということがあると思います。だもんで、その辺の、先ほど広報でPRと言いましたが、その辺についてもう少し分かるように、ひとつお聞きしたいんですけれどもね。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 広報にということですが、広報の原稿はまだちょっと、原稿そのものはできておりませんが、チラシのほうは今、国の例示に従いまして作成中です。

そこには、非課税世帯相当に該当する状態ということを書かせていただいております、非課税世帯は、先ほど質問の中にありましたように、収入は、単身であれば年間93万以下の方は非課税となりますといったところの一文を入れさせていただいて、自分の目安にさせていただいての申請をしていただくような形を考えております。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

この特別給付金で、考え方はちょっと違うかもしれませんが、以前、持続化給付金だかつてあって、自営業者とかそういう方が自分の所得を申告して、100万円だけ頂いたというのがあるんですけども、そういうのと同じ、それが普通の一般家庭、一般世帯にいったというのは、そういう考え方でよろしいんですかね。

確定申告している人なら、そのとき、時期的にちょうどなるものですから、そういうときに詳しく話をすれば、ちゃんと理解できると思うんですけども、一般の家庭の方というと、源泉徴収があったりとかあるものから、なかなかそれについて、自分も詳しくないので分かりませんが、確定申告している方なら、そこで言っただけならば、対応というか、対処するというか、そういうこともできると思うんですけども、その辺でちょっと、一般の家庭ということだもんで、ちょっと心配になったんですけども、その辺はどのように考えていますか。

○議長（大石 巖君） 八木議員、その辺というのはどの範囲を示すのか、明確にちょっと質問をしていただきたいと思います。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 一般の家庭の方に、あくまでも家計が急変して、コロナの影響で所得が減っちゃった方ということに対する説明ですよね。ということですけども。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 確定申告される方につきましては、3年度分の確定申告書や住民税申告書、源泉徴収票等の写しといったものも活用して、添付をしていただければ大丈夫ですという国のQ&Aもございますので、申告される方につきましては、もう分かっていることについては、そのように申告をしていただきます。

あくまでも、令和3年1月以降の9月までの1か月間が、家計がぎゅっと減ったといったところのもので大丈夫ということですので、その減った月の収入を提示していただく。通帳の写しであるとか、給与の明細であるとか、そういったところを提示していただくという回答になっておりますので、減ったところが分かるものを出していただくというような形になっています。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今のものはね。だから、その辺を広報でしっかり理解できるようにしていただくということで、そういうことで了解しました。

それで、あと、先ほどの話ですけども、これ、国のほうが最終9月末までに手続をということで、それで12月中に支払いを終わらせるというような、そういう形ですけども、別にこれ、だから、9月末までに手続というんですけども、9月末までじゃなくても、もっ

と前倒しというか、早く手続をして、早く支払いが終わっても悪くないと思うんですよ。ですから、できればそういう、早くやったほうが、頂くというか、給付される、受ける方にとっては、少しでも早くといえ、ありがたいことだと思うんですけども、その辺について、9月末までの手続で、12月中の支払いという国のほうの方針ですけども、吉田町としては、もう少し急いでやって、皆さんに早く届くようにしたいという、そういう気持ちがあるとしたら、何かそういうやり方というか、考えはありますか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 議員おっしゃられるように、早めに申請いただく方には早めにお渡ししたいところですので、確認書が届き次第、申請書が届き次第チェックをして、その方から随時支払いをしていく形になりますので、みんな、最後終わってから、9月に町から支払いするという意味ではなくて、参考資料の中にもありますように、3月中旬支払い開始日という形で、第1回目はそこからという形になりますが、随時受付をまとめたところでの支払いをさせていただいておりますので、町は月に3回支払い月があるんですが、そこに合わせて、早めに皆さんのお手元に届くようにチェックをして、支払いのほうをしていく予定でおります。

○10番（八木 栄君） 了解です。

○議長（大石 巖君） ほかに質問はありませんか。

12番、平野 積君。

○12番（平野 積君） 先ほどの件ですけども、今の時点では電算処理していないので、具体的な数値というのがないと思うんですよ。

電算処理が出れば、対象がどのぐらいで、扶養を受けているので、どのぐらい削除したというような数字が出ると思うんで、例えば町政連絡会において、こういう状況ですよというようなことを報告していただくということは可能なんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 電算処理のシステムをつくったところで、まずはざっくりな数字が出ますが、先ほど言ったみたいに、何世帯に通知をしたかといったところにつきましては、そちらの資料が、町政連絡会との日程の合ったところで、説明のほうをさせていただきたいと考えております。ありがとうございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 2番、楠元です。

先ほど、スケジュールのほうの説明をいただいているんですけども、一番最初、特に皆さんに案内チラシ、確認書を送付した2月中旬から、1回目が支払われる3月中旬までというのが、一番多分、問合せだったりとか、職員の方々もお忙しい時期になるかと思うんですけども、1回目を過ぎた後は、随時支払いの手続のほう、確認処理をしていくということでお話なんですけれども、今、このスケジュールだと、大体1か月ぐらいかかっていますけれども、実際は、2回目以降というんですかね、そこまではかからないようなスケジュールの予定でいらっしゃるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） そうですね、1か月はかからないとは思いますが、町から口座

振替依頼書を銀行のほうに出すに当たっての手続が、また時間もかかるようになりますので、最低でも2週間はかかると言われていています。手元に届いて、作業して、最短で2週間で、1か月はかからず、3週間ぐらいで大体が支払いまでできるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、楠元由美子君。

○2番（楠元由美子君） 具体的にかなり、最初に比べたら、もう少し短い期間で振り込まれるような仕組みにはなっているようなんですけども、先ほど、給付される方、給付されない方に、取りあえず、支給されますよ、されませんよというような通知を送られるというようなお話もあったと思うんですけども、そちらのほうには、いついつに振り込まれますとか、そういった情報まで提供されたもので送られるような形になりますか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 振込しますよといった通知につきまして、何日に振り込みますといったものが明記できるか、ちょっとそここのところは、はっきりしていないところです。

いついつ申請されました書類につきましては振込をする予定です、何日というふうになるのか、中旬とか下旬とかといった形になるかと思うんですが、振込がされますといった、あなたが指定された通帳に振込をさせていただきますといった形で、ちょっと何日までが確定できるか、まだやっていないところなので、はっきりしないんですが、通知をさせていただくようなつもりでいます。

○2番（楠元由美子君） 了解しました。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

本議案の質疑を終結したいと思いますますが、まだ全般にわたり疑義がある方は質疑を許しますが、いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

以上で、第2号議案についての質疑を終わります。

これから第2号議案についての討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で、令和4年第1回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） 本臨時会におきましては、予定された議事が終了し、無事閉会の運びとなりました。

これも、議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと心から厚くお礼申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） これで、令和4年第1回吉田町議会臨時会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

閉会 午前11時03分

閉会 午前11時21分